

■介護給付適正化事業の取組目標

介護保険事業の円滑な運営に向け、適正なサービス提供の確保と費用の効率化を通じた介護給付の適正化を推進するために、以下の取組目標を設定します。

事業名	基本的な考え方	取組目標		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
要介護認定の適正化	要介護認定に係る認定調査票の内容について点検し、適切かつ公平な要介護認定の確保に努めます。	認定調査票点検の全件実施	継続	継続
ケアプランの点検	介護支援専門員とともにケアプラン内容を確認することにより、介護支援専門員の気付きを促し、自立支援に資する適切なケアマネジメントの確保に努めます。 ※2年サイクルで市内全居宅介護支援事業所への点検を実施	ケアプラン点検 15事業所	継続	継続
住宅改修等の点検	住宅改修や福祉用具の購入・貸与について、提出書類の点検や訪問調査等を行い、自立支援に資する適切なサービス提供の実現に努めます。	提出書類の全件点検及び効果的な訪問調査の実施	継続	継続
縦覧点検・医療情報との突合	国保連合会から提供される帳票等を確認し、請求誤りと判断されたものについては、適正な処理を事業者に働きかけ、請求内容の適正化に努めます。	縦覧点検及び医療情報との突合の全件実施	継続	継続
介護給付費通知	介護サービス利用者に対して、介護サービスの利用実績と費用額を通知することで、通知後の適切なサービスの利用につながるよう普及啓発に努めます。	介護サービス利用者への全件通知	継続	継続
給付実績の活用	給付実績の情報を活用して、効率的で効果的なケアプラン点検や事業者指導を行い、給付の適正化に努めます。	ケアプラン点検や事業者指導における給付実績の活用	継続	継続